

前橋市監査委員公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項前段の規定により、前橋市長から令和6年9月26日付けで令和5年度包括外部監査の結果に対する措置状況の通知があったので、同項後段の規定により別紙のとおり公表します。

令和6年10月7日

前橋市監査委員	関	哲哉
同	長岡敏夫	
同	鈴木俊司	
同	金井清一	